

陸上自衛隊達第121—2号

事故報告に関する達（昭和33年陸上自衛隊達第30—10号）の全部を改正する。

昭和41年4月1日

陸上幕僚長 陸将 天野 良英

事故報告に関する達

改正 昭和42年 3月 9日達第121—2—1号 昭和44年10月20日達第121—2—2号
昭和44年11月15日達第122—67号 昭和45年 4月 8日達第63—2号
昭和45年 6月17日達第122—72号 昭和45年10月20日達第122—75号
昭和46年 4月 8日達第122—78号 昭和46年 7月22日達第122—81号
昭和47年12月27日達第41—2—2号 昭和51年12月 1日達第121—2—3号
昭和52年12月24日達第121—2—4号 昭和53年 1月13日達第122—109号
昭和54年 3月14日達第122—111号 昭和57年 4月30日達第122—119号
昭和57年12月14日達第121—2—5号 昭和58年10月 4日達第121—2—6号
平成 元年 2月10日達第122—127号 平成 2年10月22日達第122—130号
平成 6年 6月24日達第121—2—7号 平成10年 3月20日達第122—135号
平成11年 3月25日達第122—150号 平成11年 9月13日達第92—7号
平成14年 3月27日達第122—176号 平成15年 3月25日達第122—181号
平成16年 3月29日達第122—191号 平成18年 3月27日達第122—205号
平成18年 7月26日達第122—212号 平成19年 1月 9日達第122—215号
平成19年 3月27日達第121—2—8号 平成19年 3月27日達第122—218号
平成21年 2月 3日達第122—230号 平成21年 5月25日達第121—2—9号
平成22年 3月23日達第122—241号 平成23年 3月31日達第122—248号
平成25年 3月25日達第122—258号 平成25年 4月26日達第122—260号
平成25年 6月11日達第121—2—10号 平成26年 3月25日達第122—262号
平成27年10月 1日達第122—272号 平成29年 3月24日達第122—282号
平成29年11月30日達第121—2—11号 平成30年 3月27日達第122—292号
令和 元年 6月27日達第122—303号 令和 2年 3月27日達第121—2—12号
令和 3年 3月15日達第122—315号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 事故速報及び特別速報（第7条—第9条）
- 第3章 事故要報（第10条—第12条）
- 第4章 特別事故報告（第13条・第14条）
- 附則
- 別紙第1 事故速報の報告基準

- 別紙第2 事故要報の様式及び記載要領
- 別紙第3 所在不明者報告要領
- 別紙第4 特別事故報告の様式及び記載要領
- 別冊 事故の分類等の基準

第1章 総則

(目的及び範囲)

第1条 この達は、陸上自衛隊の部隊等において事故が発生し、又は陸上自衛隊の部隊等に勤務する隊員（訓練招集中の予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集中の予備自衛官補を含む。以下同じ。）が事故に関与した場合事故発生後の処理を適切にし、対策を確立するため必要とする報告の手続等について定めることを目的とする。

(事故の分類)

第2条 この達において対象とする事故の分類及び陸上幕僚監部における当該事故の主管部長は、別冊のとおりとする。

(人員の負傷の区分)

第3条 この達で取り扱う事故に係る人員の負傷の区分は、次の各号に定めるものとする。ただし、航空事故については、航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第35号）第2条の2に、船舶事故（水陸両用車両については水上航行中に限る。）については、艦艇事故調査及び報告等に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第3号）第3条に定めるところによる。

(1) 重傷

致命又は致命のおそれのある負傷及び30日以上の治療を要する見込みの負傷

(2) 軽傷

重傷に至らない負傷で入院、入室又は休養を要するもの

(報告の種類)

第4条 陸上幕僚長（以下「陸幕長」という。）に対する事故の報告は、事故速報、特別速報、事故要報及び特別事故報告とする。（人教定第1号）

(報告の責任者)

第5条 前条に規定する事故の報告の責任者は、陸上総隊司令官、方面総監その他の防衛大臣直轄部隊及び機関の長（以下「陸上総隊司令官等」という。）とし、特別速報の第1報にあつては、陸上総隊司令官等のほか次の各号に掲げる者とする。

(1) 師団長、旅団長及び団長

(2) 連隊長、群長及び陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、団長又は警務隊長の直轄する部隊の長

(3) 地方協力本部長、補給処支処長及び補給処出張所長

(4) 方面後方支援隊長の直轄する部隊の長、方面航空隊長の直轄する部隊の長及び地区警務隊長

2 報告の責任者の報告すべき事故の範囲は、その隷下部隊等（陸上総隊司令官等に配属された部隊を除く。）及び配属部隊において発生した事故とする。ただし、次の各号に掲げる事故の報告者は当該各号に掲げる者とする。

(1) 駐屯地司令業務及び駐屯地業務に係る事故

当該駐屯地を方面区とする方面総監（市ヶ谷駐屯地を除く。）

(2) 部外輸送又は輸送役務の調達中に発生した事故

ア 全部不着又は発地における役務調達事故

発送部隊等の属する陸上総隊司令官等

イ 前ア以外の部隊輸送又は役務調達に関する事故

受領部隊等の属する陸上総隊司令官等

(3) 災害派遣、地震防災派遣又は原子力災害派遣間に発生した事故

災害派遣、地震防災派遣又は原子力災害派遣に関し指揮した陸上総隊司令官等

（他の部隊等に係る事故の報告又は通知）

第6条 事故発生地が事故発生部隊等の所在する駐屯地から離れていて、最寄りの駐屯地司令若しくは地方協力本部長（以下「司令等」という。）が当該事故を知った場合、又は事故発生部隊等から依頼を受けた場合は、当該司令等は速やかに事故発生部隊等の所属（配属）する部隊等の長にその事故について通知しなければならない。

2 前項の場合において当該事故が特別速報に該当すると認められるとき及び航空事故若しくは船舶事故（水陸両用車両については水上航行中に限る。）のときは、当該司令等は、部隊等の長に報告するとともに陸幕長及び事故発生部隊等の所属する陸上総隊司令官等にその状況を情報として速報するものとする。

第2章 事故速報及び特別速報

（事故速報及び特別速報の目的）

第7条 事故速報及び特別速報は、事故発生を取りあえず速報し、当面の処置を迅速的確にすることを目的とする。

（事故速報及び特別速報の報告要領）

第8条 事故速報の報告先は第1報については緊急対処チーム長、第2報以降については別冊に示す主管部長とし、その報告基準は別紙第1のとおりとする。この場合において、そのうち当該事故が死傷者多数を伴った事故、強盗・殺人・大火災事故又は武器弾薬類の事故等であって、その態様が特異重大であるか、又は全国的に報道されるおそれがあり、社会的影響が特に重大であると認められる事故に係る報告については特別速報として報告するものとする。

2 事故速報及び特別速報は、速やかに事実の発生を報告するものとし、事故の発生を承知したときは、直ちにそれまでに判明した事項を取りあえず第1報として報告を行い、じ後逐次判明した事項について第2報、第3報等として報告する。

なお、特別速報にあつては、第1報を上級部隊の長に報告するとともに、直接陸幕長（緊急対処チーム長気付）に報告する。

- 3 事故速報及び特別速報の手段は、第1報にあつては、電報、電話その他最も迅速な方法をもって行うものとし、第2報以降は、事故の内容に応じ、事案対応に係る適切な判断をし得るよう画像、映像等を添付するものとする。

(航空事故速報の通知)

第9条 航空事故に関する事故速報及び特別速報は、同時に航空学校長に通知するものとする。

第3章 事故要報

(事故要報の目的)

第10条 事故要報は、事故の概要及び事故発生の概略の傾向を把握して、事故防止に資することを目的とする。

(事故要報の要領)

第11条 事故要報は当月発生したすべての事故（航空事故、船舶事故（水陸両用車両においては水上航行中に限る。）、UAV事故及び衛生関係事故を除く。）について翌月20日までに報告するものとする。ただし、真にやむを得ない事情により報告事項を完備できない場合は整備できない事項を省略して報告しその報告事項が整い次第追報するものとする。

- 2 事故要報の気付先は、別冊に示す主管部長とし、様式及び記載要領は別紙第2のとおりとする。

(所在不明者に係る事故要報)

第12条 所在不明者に係る事故要報については前条に定めるところによるほか毎月末における状況を別紙第3に定める要領により報告するものとする。

第4章 特別事故報告

(特別事故報告の目的)

第13条 特別事故報告は、特定の事故の実体を明らかにして当面及び将来の対策に資することを目的とする。

(特別事故報告の報告要領)

第14条 陸上総隊司令官等は、特別速報に該当する事故又は陸幕長が別に示す事故について、事故発生後速やかに事故調査を行い、3か月以内に特別事故報告として陸幕長（別冊に示す主管部長気付）に報告するものとする。ただし、真にやむを得ない事情により報告事項を完備できない場合は整備できない事項を省略して報告し、その報告事項が整い次第追報するものとする。

- 2 特別事故報告の様式及び記載要領は別紙第4、報告部数は3部（人事教育部長気付の報告については2部）とする。

- 3 航空事故、船舶事故（水陸両用車両においては水上航行中に限る。）、UAV事故及び衛生関係事故に係る特別事故報告については、それぞれ航空事故調査及び報告等に関する達（陸上自衛隊達第99—5号（47.6.27））に規定する航空事故調査報告書、陸上自衛隊船舶事故調査及び報告に関する達（陸上自衛隊達第121—5号（29.11.3））に規定する船舶事故調査報告書、UAV事故調査及び報告等に関する達（陸上自衛隊達第99—10号（25.5.28））に規定するUAV事故調査報告書及び陸上自衛隊における感染症対策に関する達（陸上自衛隊達第92—7号（11.9.13））に規定する感染症発生詳報をもって代えるものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和41年5月1日から施行する。ただし、事故要報については4月分から適用する。
- 2 改正前の事故報告に関する達（昭和33年陸上自衛隊達第30—10号）による事故詳報及び事故月報は4月に発生した事故については報告しないものとする。
- 3 陸上自衛隊の災害派遣に関する達（陸上自衛隊達第63—2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和42年3月9日陸上自衛隊達第121—2—1号）

この達は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年10月20日陸上自衛隊達第121—2—2号）

この達は、昭和44年10月20日から施行し、昭和44年12月1日から適用する。

附 則（昭和44年11月15日陸上自衛隊達第122—67号）（抄）

- 1 この達は、昭和44年11月15日から施行する。

附 則（昭和45年4月8日陸上自衛隊達第63—2号）（抄）

- 1 この達は、昭和45年5月15日から施行する。

附 則（昭和45年6月17日陸上自衛隊達第122—72号）

- 1 この達は、昭和45年7月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和45年10月20日陸上自衛隊達第122—75号）

この達は、昭和45年11月1日から施行する。

附 則（昭和46年4月8日陸上自衛隊達第122—78号）

- 1 この達は、昭和46年4月20日から施行する。（ただし書略）
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和46年7月22日陸上自衛隊達第122—81号）

- 1 この達は、昭和46年7月24日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和47年12月27日陸上自衛隊達第41—2—2号）（抄）

- 1 この達は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則（昭和51年12月1日陸上自衛隊達第121—2—3号）（抄）

- 1 この達は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則（昭和52年12月24日陸上自衛隊達第121—2—4号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—109号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和54年3月14日陸上自衛隊達第122—111号）

- 1 この達は、昭和54年3月14日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 57 年 12 月 14 日陸上自衛隊達第 121—2—5 号）

この達は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 10 月 4 日陸上自衛隊達第 121—2—6 号）

この達は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122—127 号）

- 1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 2 年 10 月 22 日陸上自衛隊達第 122—130 号）

この達は、平成 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 24 日陸上自衛隊達第 121—2—7 号）

- 1 この達は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧規格・旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 10 年 3 月 20 日陸上自衛隊達第 122—135 号）

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—150 号）

この達は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 11 年 9 月 13 日陸上自衛隊達第 92—7 号）（抄）

- 1 この達は、平成 11 年 9 月 13 日から施行する。
- 附 則（平成 14 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—176 号）（抄）
- 1 この達は、平成 14 年 3 月 27 日から施行する。ただし、第 3 条、第 6 条の改正規定及び第 9 条、第 10 条の予備自衛官補以外に係る改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—181 号）

この達は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。（ただし書略）

附 則（平成 16 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 122—191 号）

この達は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—205 号）（抄）

- 1 この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。
- 附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122—212 号）
- 1 この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。
 - 2 この達の施行に際し、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 121—2—8 号）

この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—218 号）

- 1 この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 25 日陸上自衛隊達第 121—2—9 号）

この達は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 122—241 号）

この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 122—248 号）

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—258 号）

この達は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 26 日陸上自衛隊達第 122—260 号）

この達は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 11 日陸上自衛隊達第 121—2—10 号）

この達は、平成 25 年 6 月 18 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—262 号）

この達は、平成 26 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日陸上自衛隊達第 122—272 号）

この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 122—282 号）

この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 30 日陸上自衛隊達第 121—2—11 号）

この達は、平成 29 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—292 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日陸上自衛隊達第 122—303 号）

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 121—2—12 号）

- 1 この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 122—315 号）

- 1 この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

事故速報の報告基準

次の各項の一以上に該当する事故について事故速報を行う。

- 1 死亡者発生の場合（自殺者を含み病死者を除く。）又は同時に数名以上の重傷者が発生した事故
- 2 次の各号に掲げる事故
 - （1）幹部又は特別勤務者の重大な服務規律違反事故
 - （2）陸曹以上の上級者又は特別勤務者に対する反抗不服従等の重大な事故
 - （3）上官による暴行等
 - （4）武器、弾薬、火薬類又は凶器を使用した服務規律違反事故
 - （5）多数共同又は部外者の教唆、ほう助若しくは部外者との共同による服務規律違反事故
 - （6）政治的行為、宗教活動等の政治・社会問題に関連ある事故
 - （7）業務上横領、収賄又は調達経理事故
 - （8）秘密保全事故
 - （9）殺人、強盗、強姦性交、放火等又は部外者に対する窃盗若しくは詐欺等
 - （10）麻薬又は覚せい剤等の不法所持又は不法使用
 - （11）私有車両運行事故のうち重大なもの
 - （12）火器、弾薬、火薬類及び化学火工品等の重大な亡失損傷又はこれらに起因する重大な事故
 - （13）隊舎、宿舍、演習場等の自衛隊施設における火災事故
 - （14）航空機関連事故
 - （15）陸上自衛隊船舶事故調査及び報告等に関する達（陸上自衛隊達91-5号（29.11.30））第3条第1項及び第2項に規定する船舶事故（水陸両用車両については水上航行中に限る。）
 - （16）UAV事故調査及び報告等に関する達（陸上自衛隊達第99-10号（25.5.28））第3条第1項に規定するUAV事故が発生した場合
 - （17）自衛隊車両運行に係る事故のうち重大なもの
 - （18）警備関連事故
 - （19）陸上自衛隊における感染症対策に関する達（陸上自衛隊達第92-7号（11.9.13））第3条に規定する訓令感染症（四類及び五類感染症を除く。）及び陸自達感染症のうち食中毒が発生した場合。ただし食中毒については、集団発生（1件おおむね10名以上）の場合又は集団発生のおそれのある場合に限る。
- 3 その他部内外に及ぼす影響が大であり速やかに対策が必要と認められる事故

事故要報の様式及び記載要領

1 様式

自衛隊車両運行事故は別紙第2その2に示す様式により、部外輸送・役務調達事故は別紙第2その3に示す様式により報告するものとする。その他の一般事故は、防衛省人事・給与情報システム上の様式（主管部長が、別に定める場合を除く。）により報告するものとするものとする。

2 記載要領

事故要報の記載は次に掲げるところによる。

ア 自衛隊車両運行事故関係（別紙第2その2）

欄 名		記 入 事 項 要 領 等
全	般	1 該当事項を記入又は○で囲む。 2 表面（その3）中の当事者、事故の種類及び事故の原因の各欄並びに裏面（その4）の自車の概要欄中の当時の状況欄、相手の概要欄中の当時の行動型欄及び事故地点の状態欄は、努めて警察官又は警務官等の調査結果により記入する。
別紙第2その2表	件 名	「○○連隊（○師団）の1／4 tが追越時に部外車と正面衝突」の例により、事故発生部隊等名と当該事故の態様を要約して記入する。ただし、事故発生部隊等名については、「発簡者」欄等で明らかな場合には、その記入を省略できる。
	天 気	事故発生時点のものを記入する。みぞれ、あられ及びひょうは、「雪」に含める。
	道路等の名称	事故地点を具体的に記入する。この場合、事故が演習場又は駐（分）屯地内で発生したときは、その名称を記入し、「発生場所」欄の記入は省略する。
	当 事 者	本欄に記入する「当事者」とは、事故に直接関係した者（鉄道車両の運転者及び車両に同乗中の者を除く。）とし、第1欄には、第1当事者（違反（過失）がより重いか、又は違反（過失）が同程度の場合にあっては、損害がより小さい方の当事者をいう。以下同じ。）を、第2欄には、第2当事者（違反（過失）がより軽いか、又は違反（過失）が同程度の場合にあっては、損害の大きい方の当事者をいう。）を記入する。この場合、「所属部隊等名（住所）」欄には隊員については、中隊等名までを、部外者については、住所又は会社名若しくは事業所等の名称とその住所を記入する。
	発生状況と処置の概要	事故の発生状況と処置事項を簡潔に記入する。この場合、自衛隊側の車両については、その運行の目的、当日の出発時刻、出発地及び目的先のほかに、当該車両が特別の条件（たとえば車両燈火の制限）下に進行していた場合等特記事項があればその事項を、また操縦者が規律違反を犯したときは、その経緯等を付記する。

別紙第2その2表	事故の種類		「(11) (相互) 追越時正面衝突」の例により記入する。
	規律違反の態様と原因		「飲酒運転・出来心」の例により規律違反の態様と原因を簡潔に記入する。なお、当事者の双方が隊員で、そのいずれか一方又は両名とも規律違反を犯した場合には、その者の氏階級等を付記して違反者と違反事項等を明らかにする。
	事故の原因		当事者双方の事故原因について、最も適当なものを主原因欄に、その次のものを従原因欄に、「07 追越不適當」の例により記入する。
	損害の程度		要報提出時までには判明したものを記入する。この場合、車両及び物件の損害については、車両の損傷主要部位又は物件名と、その損害金額（見積金額の場合には、その旨を付記）を記入する。
別紙第2その2裏	自車の概要	車種	() 内には、73 式大型トラック、救急車又は 90 式戦車の例により事故車両の種類を記入する。
		被けん引車	() 内には、1 t トレーラ又は 155 ミリリゅう弾砲の例により被けん引車の種類を記入する。
		同乗者の有無	番号「1」と「3」の指揮官には、運行に際して臨時に指名された指揮官を含む。
		用途	用途は、陸上自衛隊車両の運行等に関する達（以下本表において「達」という。）に示す区分により記入する。
	運行命令者	当該運行を達第 2 条第 2 号に定める中隊長等で、かつ安全運転管理者たる者が命じた場合には、番号「1」を、安全運転管理者に該当しない中隊長等が命じた場合には番号「2」を、達第 12 条に定める者が命じた場合には、番号「3」を囲む。	
相手の概要	車種等	自衛隊	番号「7」の隊員には、自衛隊車両又は私有車両に同乗中の者は含まない。
		部外	本欄の記入対象には、隊員の私有車両を含む。

事故地点の状態	形 態	() 内には、事故が演習場又は駐(分) 屯地で発生した場合には、その旨を記入する。	
	形 状	事故が、交差点内と交差点又は交差点に接近して設けられた横断歩道の側端からおおむね 30m以内で発生した場合には、番号「2」を、道路が右又は左に円弧をえがき、見通し距離がおおむね 30m以内の道路で発生した場合には、番号「3」又は「4」を、道路が直角又は「くの字型」に曲がっているかどからおおむね 30m以内の場所で発生した場合には、番号「5」を、縦断こう配がおおむね 3/100 以上の坂道で発生した場合には、番号「6」又は「7」を囲み、その他の場所で発生した場合には、該当する番号を囲む。	
	路面	舗 装	() 内には、アスファルト又は土の例により路面の種類を記入する。
	車道幅員		路肩部分と歩道の部分を除く、いわゆる車道の総幅員(路肩部分が不明な場合は、路端から車道寄りの 0.5 mの部分を除き、中央分離帯があればその当該通行の部分の幅員とし、また交差点内で事故が発生した場合には第1 当事者となった車両等がそれまで進行してきた方向の車道の幅員) を記入する。
	事故頻度	事故が交差点及びその付近又は事故多発地点若しくは同区間の掲示があるか又はそのように言われている場所で発生した場合には番号「1」を、それ以外の場所で発生した場合には番号「2」を囲む。	
操縦者の経歴と状態	所 属 別	臨時勤務以外の場合で、一時的に事故発生部隊等の長の指揮監督を受けている他部隊等の隊員が事故を起こしたときは、番号「3」を囲む。	
	運 転 免 許	事故車両に関する運転免許取得年月日、免許種別、自動車教習所名(部外で取得した場合は、公安委員会名)を記入する。 なお、被けん引車がある場合は、括弧書きで併記する。	
	配 置	車両操縦手等自衛隊車両を操縦することを専らの職務としている者(兼務操縦手を含む。)を「本務」とし、その他の者を「臨時」とする。	
		経験年数	入隊後の経験年数を記入する(達に定める車両操縦経歴簿を参照)。ただし、当該経歴簿の作成対象外の者については公安委員会免許証の交付年月日から起算した年数を記入する。

車 両 操 縦 の 経 験	総キロ	<p>「経験年数」欄の記入方法と同様の方法で総経験走行キロを記入する。ただし、実績が不明の者については約〇〇kmの例により記入する。なお、() 内には次の表のうちの該当番号を記入する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>走 行 キ ロ</th> <th>番 号</th> <th>走 行 キ ロ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>500 km 未満</td> <td>10</td> <td>10,000 km 以上</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>500 km 以上</td> <td>11</td> <td>15,000 km 以上</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1,000 km 以上</td> <td>12</td> <td>20,000 km 以上</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1,500 km 以上</td> <td>13</td> <td>30,000 km 以上</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2,000 km 以上</td> <td>14</td> <td>40,000 km 以上</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2,500 km 以上</td> <td>15</td> <td>50,000 km 以上</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>3,000 km 以上</td> <td>16</td> <td>60,000 km 以上</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>5,000 km 以上</td> <td>17</td> <td>70,000 km 以上</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>7,500 km 以上</td> <td>18</td> <td>80,000 km 以上</td> </tr> </tbody> </table>				番 号	走 行 キ ロ	番 号	走 行 キ ロ	1	500 km 未満	10	10,000 km 以上	2	500 km 以上	11	15,000 km 以上	3	1,000 km 以上	12	20,000 km 以上	4	1,500 km 以上	13	30,000 km 以上	5	2,000 km 以上	14	40,000 km 以上	6	2,500 km 以上	15	50,000 km 以上	7	3,000 km 以上	16	60,000 km 以上	8	5,000 km 以上	17	70,000 km 以上	9	7,500 km 以上	18	80,000 km 以上
	番 号	走 行 キ ロ	番 号	走 行 キ ロ																																									
1	500 km 未満	10	10,000 km 以上																																										
2	500 km 以上	11	15,000 km 以上																																										
3	1,000 km 以上	12	20,000 km 以上																																										
4	1,500 km 以上	13	30,000 km 以上																																										
5	2,000 km 以上	14	40,000 km 以上																																										
6	2,500 km 以上	15	50,000 km 以上																																										
7	3,000 km 以上	16	60,000 km 以上																																										
8	5,000 km 以上	17	70,000 km 以上																																										
9	7,500 km 以上	18	80,000 km 以上																																										
該車キロ	事故発生車両と同一車種の操縦経験走行キロ数を「総キロ」欄の記入方法と同様な方法で記入する。																																												
無事故賞詞	事故発生前までに授与されていた車両無事故表彰に関する達に基づく賞詞のうちの最上級のものを囲む。																																												
車両事故歴	() 内には、過去におけるその者の車両運行関係の事故回数を、余白には当該事故の発生日と事故の種類及び主原因を簡潔に記入する。																																												
全 般	本欄の記入は、その者の記録書類入れに収納されている心理適性検査成績カードの記録に基づいて行う。																																												
判 定	最近受検した適性検査の判定結果に該当するものを囲む。																																												

心理適性	経過年数	最近の適性検査受検の日から事故発生日までの経過期間に該当するものを囲む。			
	作業素質	最近のクレペリン作業素質検査の判定を、次の表により記入する。			
		番 号	作 業 素 質		
		1	評価が「優」、「良」のもので余白に類型符号を記入する。		
		2	評価が「良の下」のもので余白に類型符号を記入する。		
		3	評価が「可」のもので余白に類型符号を記入する。		
4		評価が「不可」のもので余白に類型符号を記入する。			
	5	特異傾向のある者は、記号番号を記入する。			
	知 能	知能検査の判定点の該当するものを囲む。			
	性 格	性格検査（YG）の型を記入する。 なお、車両操縦要員定期検査（G）の受検者は、検査結果のプロフィール上の段階を記入する。			
事故前の乗務	時 間	事故発生当日における乗務開始時から事故発生時までの乗務時間の総和を記入する。ただし、乗務が2日以上にわたって行われていて、かつ、途中で8時間以内の休憩しかとらなかった場合には乗務が継続したものとみなしその通算した時間を記入する。			
	キ ロ	「時間」欄の記入方法と同様な方法で乗務キロ数を記入するものとし、（ ）内には、次の表のうちの該当番号を記入する。			
		番 号	乗 務 キ ロ	番 号	乗 務 キ ロ
		1	10 km 未満	10	90 km 以上
		2	10 km 以上	11	100 km 以上

3	20 km 以上	12	110 km 以上
4	30 km 以上	13	120 km 以上
5	40 km 以上	14	130 km 以上
6	50 km 以上	15	140 km 以上
7	60 km 以上	16	150 km 以上
8	70 km 以上	17	200 km 以上
9	80 km 以上	18	250 km 以上

次の表のうちから最も該当するものを選んで、() 内にその番号を、余白にその状態を記入する。この場合、病気中のときはその病名を、寝不足又は、身体的過労のときはその原因をそれぞれ簡潔に併記する。

番 号	1	2	3	4	5	6
状 態	病 気 中	寝 不 足	二 日 酔	身 体 的 過 労	そ の 他	正 常

次の表のうちから最も該当するものを選んで、() 内にその番号を、余白にその状態を記入する。

番 号	状 態
1	気がせいていた。
2	精神的に疲労していた。
3	なんとなくいらいらしていた。
4	土地不案内のため不安であった。
5	そ の 他
6	正 常

生 理 的
発 生
前
の
状 態
心 理 的

発生時の状態	次の表のうちから最も該当するものを選んで、() 内にその番号を、余白にその状態を記入する。	
	番 号	状 態
	1	居眠り等によって、相手を認識しなかった。
	2	ほかのことに気をとられて、相手を見落とした。
	3	地形上視界が妨げられて、相手を認識できなかった。
	4	他の車の陰になって、相手が認識できなかった。
	5	げん惑によって正しい認識ができなかった。
	6	この程度注意すれば、もう危険がないと思った。
	7	その他の認識のおくれ(障害)
	8	相手が避けると思った。
9	相手が徐行又は停止してくれると思った。	
10	道路の形状等を見誤った。	
11	信号や規制等の意味を取り違えた。	
12	技量を過信し、事故を避けられると思った。	
13	その他の判断の誤り	
14	判断は正しかったが、ハンドル・ブレーキ等の操作を誤った。	
15	ショック等で動作(動き)がとれなかった。	
16	その他の行為的障害	
17	不可抗力であった。	
18	そ の 他	

イ 部外輸送・役務調達事故関係（別紙第2その3）

欄 名	記 入 事 項 要 領 等
扱 種 別	該当種別を○で囲む。
部外輸送機関名	船舶輸送の場合は船名を（ ）を付して併記する。
発 送 元 ・ 発 送 先	上欄に関係部隊名を、下欄に取扱部外輸送機関店所名又は駅名を記入する。
発注部隊・機関名 役務検査官氏名 発 生 年 月 日	輸送役務調達による場合に記入する。 事故の発生した年月日を記入する。ただし、発生年月日が不明確な場合は受領月日を記入し、末尾に（推定）と付記する。
天候気象その他	事故発生に影響があると思われる特異事項を記入する。
事 故 の 種 類	事故速報の概要記入要領中に示す区分による。

ウ その他の一般事故関係（防衛省人事・給与情報システム上の様式等）

区 分		記入要領等
方面等連番		年度ごと、報告責任者ごとの発生年月日順の一連番号を記入する。
関連事故余罪		事故者に関し、当該件名の事故のほか、事故要報を報告したことがあるか否かを記載する。
陸幕に対する速報		事故速報を行ったか否かを記載する。
概 要		事故者、発生時刻、発生場所及び事故内容等の概要を簡潔に記載する。
原 因		環境要因、遠因、直接原因及び動機等に区分して簡潔に記載する。
教訓・対策等		じ後の分析に資する内容を簡潔に記載する。
人傷損害その他		事故者の受けた被害、その他の関係者、第三者等に与えた傷害、損害等、自衛隊の物品施設等の損害補償又は求償等の関係を記載する。
事故発生年月日		半角数字でおおむねの時刻を記載する。
事故の分類と原因		当該事故とその原因を「事故の分類等の基準」に示すいずれかの一つの分類に当てはめ、「その他」の場合は、推定原因を付記する。 当該事故が二つ以上の分類にわたる場合、余罪ある場合及び関連ある他の報告等について、関連項目欄に記入する。
事故発生 部隊等名	事故発生場所	地名のほか、要すれば事故の種類に応じ、例えば（道路上）、（売店内）等（ ）書きで事故の環境を明瞭にする。
事故発生の状態 ・その他		事故発生時の事故者の状態について次により記入する。 1～9：該当するいずれか一つをチェックする。ただし、3は1及び2と重複してもよい。 a～d：該当するものをチェックする。相互に重複してもよい。
事故者	最終学歴	現制下の中、高別を記入し、旧制は全て「その他」とする。
	最終職業	表示された職業以外の職業は、表示された職業のうち労働型態が似ているいずれかに記入する。

(表)

陸上幕僚長 殿
(装備計画部長 気付)

発簡番号 第 号
発簡年月日 . . .
発簡者名

事故要報 (3)

(自衛隊車両)

(人教定第1号)

件名				自衛隊(本人)の責任	あり・なし・調査中
				陸幕に対する速報	した・しない
発生日時	. . . 時 分 (曜)			天気	晴・曇・霧・雨・雪
発生場所	都道府県	区都市	町丁目	番地	道路等 の名称
	道 号線				
当事者	所属部隊等名(住所)		階級 (職業)	氏名	年齢
	第1				
	第2				
発生状況 と処置の 概要					
事故の種類 (中分類)	() 相互・人対・単独・踏切事故		規律違反の 態様と原因	(50)	
事故の 原因	自 車			相手(部外・自衛隊)	
	主	()		主	()
	従	()		従	()
損害の 程度	人員	死亡	重傷	軽傷	計
	車両				
	物件				
教訓				備考	

添付書類：

配布区分：

寸法：日本産業規格A4

(裏)

自 車 の 概 要	車種	1. 小型トラック 2. 中型トラック 3. 大型トラック 4. 乗用車 5. 装軌車 6. その他 (種類)	事 故 地 点 の 状 態	形態	1. 市街地 2. 非市街地 ()	
	被けん引車	1. あり () 2. なし		形状	1. 直線路 2. 交差点 (信号有・無) 3. 右屈曲路 4. 左屈曲路 5. 曲角付近 6. 上り坂 7. 下り坂 8. トンネル 9. 橋梁 10. 踏切 11. 河川 12. その他 ()	
	行動別	1. 単車行動 2. 部隊行動		路面舗装状態	1. 乾燥 2. 湿潤 3. 凍結 4. 積雪	
	同乗者の有無	1. 指揮官 2. 助手 3. 指揮官と助手 4. その他の者		車道幅員(m)	1. 2.5未満 2. 2.5以上 3. 3.5以上 4. 4.5以上 5. 4.5以上 6. 9.0以上	
	運行様態	1. 用務先へ運行中 2. 帰隊 (宅) 中		速度制限(km/h)	1. 2.5未満 2. 2.5以上 3. 3.5以上 4. 4.5以上 5. 7.5以上 6. 9.0以上	
	用途	1. 災害派遣 2. 部内工事 3. 部外工事 4. 操縦教育 5. 演習 6. 検閲 7. その他の教育訓練 8. 海空等支援 9. 募集業務 10. 広報業務 11. 補給整備 12. その他の業務 13. 駐屯地業務 14. 通勤 15. 車両整備		事故頻度	1. 多い 2. 少ない	
	運 命 令 者	1. 中隊長等 (管理者) 2. 中隊長等 (非管理者) 3. その他の命令権者 4. 当直者 5. 該当なし		所属別	1. 所属 2. 臨時勤務 3. その他 (発令年月日 . . .)	
	当 時 の 状 況	行 動 型		1. 停止中 2. 発進中 3. 後退中 4. 追越中 5. 右折中 6. 左折中 7. 車線変更中 8. 転回中 9. 横断中 10. 急停止 11. 直進中 12. その他	関係特技	1. 5537 (等級) 2. 2010 (等級) 3. 5541 (等級) 4. その他 (名称)
				速 度 km/h	1. 10以下 2. 20以下 3. 30以下 4. 40以下 5. 50以下 6. 左折中 7. 70以下 8. 71以上 (km)	運転免許
	相 手 の 概 要	自衛隊		1. 小型トラック 2. 中型トラック 3. 大型トラック 4. 乗用車 5. 装軌車 6. その他の車両 7. 隊員 8. 施設 9. その他 ()	操 縦 者 の 経 歴	配置
部外			1. バス 2. 乗用車 3. 貨物車 4. 自動2輪 5. 原付自転車 6. 自転車 7. 歩行者 8. 鉄道車両 9. その他 ()	車両操縦の経験		経験年数 1. 0.5未満 2. 1.0未満 3. 1.5未満 4. 2.0未満 5. 2.5未満 6. 3.0未満 7. 4.0未満 8. 4.0以上 (年 ヶ月) 総キロ () km 該車キロ () km 無事故賞詞 1. 5級 2. 4級 3. 3級 4. なし
当 時 の 行 動 型		1. 停止中 2. 発進中 3. 後退中 4. 追越中 5. 右折中 6. 左折中 7. 車線変更中 8. 転回中 9. 横断中 10. 急停止 11. 直進中 12. 飛び出し 13. その他 ()	車両事故歴	(回)		
			判定	1. 適 2. 準適 3. 不適 4. 未受検		
心 理 適 性		経過年数	1. 1年未満 2. 2年未満 3. 3年未満 4. 3年以上	作業資質		1. 2. 3. 4. 5.
		知能	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 未受検	無事故賞詞		1. 5級 2. 4級 3. 3級 4. なし
		性 格	型	車 両 事 故 歴		(回)
		時間	時間 分	判定		1. 適 2. 準適 3. 不適 4. 未受検
事 故 前 の 状 態		キロ	() km	経過年数		1. 1年未満 2. 2年未満 3. 3年未満 4. 3年以上
		生理的	()	作業資質		1. 2. 3. 4. 5.
	心理的	()	知能	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 未受検		
発生時 状態	()	性 格	型	1 2 3 4 5 6 7		

陸上幕僚長 殿
(装備計画部長 気付)

第 号
発簡年月日 . .

輸送計画番号		貨物通知書番号又は発注番号		部外輸送機関名(船名)		
発送元	発生場所		発注部隊機関名		役務検査官所属階級氏名	
	発生場所		天候象その他			
事故の内容	品名	数量	外個装数	荷姿	事故の種類	その他
	事故の状況	原因経過				
損害の程度						
求償処置等の状況						
教訓・対策・その他						

添付書類：
配布区分：

所在不明者報告要領

1 所在不明者のうち、20日以上を経て、月末においてなお所在が不明である者について報告する。

2 様式

陸上幕僚長 殿
（人事教育部長 気付）

年 月分所在不明者報告
（人教定第1号）

第 号
発簡年月日 . .

区 分	整理番号	所在不明とな った年月日	階 級	氏 名 (認識番号)	年 齢	入 隊 年月日	所属部隊	出身県	離 職 年月日	そ の 他 参 考 項 と な る 事 項
.....										

寸法：日本産業規格A4

- 記載要領
- (1) 整理番号欄は、事故要報に使用した番号を記入する。
 - (2) 区分欄は、懲戒免職（所在不明・所在判明に区分）、任期満了、20日以上のある所在不明者の別を記入する。
 - (3) 所属部隊欄は、事故発生時の所属部隊名を記入する。
 - (4) 離職年月日は、懲戒免職者、任期満了者についてのみ記入する。
 - (5) 末尾に、添付書類・配布区分を記入する。

特別事故報告の様式及び記載要領

第1 特別事故報告の様式

殿
（ 気付）

発簡番号 第 号
発簡年月日 . . .
発簡者名
特別事故報告（速報提出 月 日）
番 号
（人教定第1号）

特 別 事 故 報 告
（人教定第1号）

- 1 分 類
- 2 要 約
- 3 発生場面等
- 4 発生部隊
- 5 発生日時
- 6 発生場所
- 7 関係者
- 8 概 要
- 9 損害の程度
- 10 社会的影響の程度
- 11 部隊等の処置
- 12 原因及び教訓
- 13 懲戒及び刑事手続による事件の処理要領
- 14 補償又は求償処置
- 15 その他必要と思われる事項

寸法：日本産業規格A4

備考： 末尾に添付書類、配布区分を記入するものとする。

第2 特別事故報告記載要領

番号	報告項目	記 載 事 項 等
1	分 類	<p>(1) 大分類及び中分類を記入</p> <p>(2) 一つの事故が二つ以上の事故の分類（原因）にまたがる場合は、最も主要と判断される分類（原因）を記入し、関連するその他の分類（原因）を括弧書きで付記</p> <p>(3) 分類が急に決定し難い場合は、取りあえず記入を省略して報告し、その後決定次第報告する。</p>
2	要 約	
3	発生場面等	<p>事故の概略の内容を新聞の見出し程度に簡潔に記入 次のうち必要な項目を記入する。</p> <p>(1) 教育訓練中</p> <p>(2) 災害派遣中</p> <p>(3) 部外工事中</p> <p>(4) 勤務外（休暇中、外出中、通（入）院中、所在不明中、その他課業外）</p> <p>(5) 多数共同</p> <p>(6) 部外者と共同</p> <p>(7) 保管中</p> <p>(8) 部外者に関連あるもの（第6項の発生場面を除く。）</p>
4	発生部隊	駐屯地名を括弧書きする。
5	発生日時	
6	発生場所	
7	関係者	<p>(1) 階級（職業）、氏名、年齢、認番、入隊年月日（1士、2士の場合は採用地方協力本部（不明の場合は入隊部隊名））出身県等を記入 部外者については、その氏名、年齢、職業、住所等を記入</p> <p>入</p> <p>(2) 事故者については次のうち所要事項を記入</p> <p>ア 現所属部隊</p> <p>イ 旧所属部隊</p> <p>ウ 地本関係（陸士についてのみ）</p> <p>(ア) 採用地本</p> <p>(イ) 採用判定（筆記、作文、身体検査）</p> <p>(ウ) 入隊前職歴（転職回数）</p> <p>(エ) 家庭の状況</p> <p>エ 教育部隊（自衛官候補生課程又は一般曹候補生課程）関係（陸士についてのみ）</p> <p>(ア) 部隊名</p> <p>(イ) 心理適性検査の結果</p> <p>(ウ) 勤務成績及び事故の有無</p> <p>(エ) 本人指導上の注意事項</p> <p>オ 部隊関係</p> <p>(ア) 事故の有無（本人）</p> <p>(イ) 在隊期間</p> <p>(ウ) 部隊における指導の状況</p> <p>(エ) 部隊行事との関係</p> <p>(オ) 本人指導上の注意事項</p>

8	概要	<p>(3) 空挺事故については、受傷経験回数とその大要、今次受傷時までの降下回数を記入</p> <p>(4) 部外輸送及び役務調達事故については、輸送機関の名称(会社名を含む。)</p> <p>(1) 特定秘密の事故については、種類、名称、登録番号及び事故の経過</p> <p>(2) 武器に関する事故については、武器の種類、型式、器材番号、数量、事故の推定原因</p> <p>(3) 弾薬火薬類、化学火工品類の事故については、名称、分類符号(FSN、DOD等)ロット番号、数量、使用信管(型式及びロット番号)、使用火器、気象状況、判断される原因、不発弾等にあつては事故発生までの経緯等について判明した事項</p> <p>(4) 燃料油脂類については品目、数量、気象状況原因等</p> <p>(5) 車両事故については、事故車両の車種、車両操縦関係の特技名とその認定年月日(当該特技の認定されていない者については、公安委員会免許証の有無)、車両操縦経験の年数、総走行km又は時間、事故発生車両と同一車種の操縦経験走行km又は時間、当時の運行速度及び踏切事故の場合には、鉄道路線名、最寄り駅名、踏切の種類、当該踏切における過去3年間の踏切事故の発生回数、鉄道側の復旧又は運行開始の見通し。</p> <p>(6) 空挺事故については、機種、機速、編隊の隊形、対地高度、降下時の服装装具、落下傘の種類、降下方式、風向風速中所要事項</p> <p>(7) 部外輸送及び役務調達事故については、輸送手段別(鉄道、船舶、自動車、その他の別。役務調達事故については発注書の番号)、発着部隊等名、品名、外装こん数又は数量、事故の種類(遅着、不着、汚損、漏損(海水、淡水の別)焼損、破損、変敗、外装破損、破封(貨車の封印、鎖錠の破損の別))、免責特約をした場合にはその名称及び事故の経過の概要</p>
9	損害の程度	報道された新聞名等(要すればその内容の要点)、速報にあつては将来報道される見込みの有無
1 0	社会的影響の程度	
1 1	部隊等の処置	<p>(1) 既にとつた主な処置(要点のみ簡潔に)</p> <p>(2) 将来処置しようとする臨時又は恒久的事項</p> <p>(3) 衛生関係事故については次の事項</p> <p>ア 撲滅時期別発令区分(第○期防疫)</p> <p>イ 真性患者の隔離場所(営外、営内)別人員</p> <p>ウ 臨時防疫隊の人員</p> <p>エ 上級部隊等の防疫支援状況</p> <p>オ 防疫のため、上級部隊の計画する訓練演習等を停止した場合はその旨</p>
1 2	原因及び教訓	<p>(1) 原因については、なるべく</p> <p>ア 環境上の素因(入隊前、入隊後)</p> <p>イ 遠因</p> <p>ウ 直接原因又は動機に分類して詳細に記入する。</p>

1 3	懲戒及び刑事手続による事件の処理要領	(2) 速報の場合は、探究し得た範囲において報告、不明の場合は省略することができる。
1 4	補償又は求償処置	
1 5	その他必要と思われる事項	

事故の分類等の基準

事故の種類			事故原因	陸幕における 主管部長
大分類	中分類	説明		
01 服務規律事故	(01) 帰隊時限遅延 (02) 正当な理由のない欠勤 (03) 不正外出等（虚偽の報告申請を含む。） (04) 特別勤務上の違反（職務放棄、怠慢、義務違反、虚偽の報告等） (05) 特別勤務者に対する侮辱等（不服従、抗命、脅迫、暴行、傷害、同致死、殺人等） (06) 陸曹以上の上級者に対する侮辱等（同上） (07) 職権乱用 (08) 指揮監督上の義務違反 (09) 階級詐称 (10) 政治的行為、宗教活動等の違反行為 (11) 暴行 (12) 脅迫 (13) 傷害及び同致死 (14) 殺人及び同未遂 (15) 強盗及び同未遂	懲戒処分に相当する程度の事故	01 過失 02 怠慢 03 泥酔又は酒癖 04 教唆されて 05 金欲しさ、借財 06 遊興したさ 07 異性、情欲 08 物欲 09 虚栄心、好奇心、出来心 10 劣等感、孤独感 11 怨恨 12 激情 13 職務上の不平不満 14 習癖 15 主義・主張 16 退職したさ 17 部隊生活への嫌気 18 意志薄弱 19 上記以外のもの	人事教育部長

<ul style="list-style-type: none"> (16) 放火及び同未遂 (17) 窃盗及び同未遂 (18) 住居侵入 (19) わいせつ行為 (20) 強制性交及び同未遂 (21) 麻薬、覚せい剤等の不法使用、不法所持等 (22) シンナー吸引等 (23) 詐欺及び同未遂並びに恐喝及び同未遂 (24) 単純横領 (25) 私行上の非行（品位、信用、威信失墜等） (26) 自殺 (27) 業務上横領、収賄及び調達経理事故 (28) その他服務規律事故 			
<ul style="list-style-type: none"> (29) 秘密保全事故 	<p>秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第15条第1項、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第40条第1項及び特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第14条第1項に規定する事項をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 01 著作発表講演 02 談話通信 03 規定の識得不十分 04 主義主張 05 反抗心 06 虚栄 07 欲望 08 誘惑 09 脅迫 10 接受保管不確実 11 携行管理不確実 12 誤焼 13 郵送手続の不備 	<p>指揮通信システム ・情報部長</p>

			<ul style="list-style-type: none"> 14 郵便事故 15 設備の不備 16 監督不行届 17 ねたみ 18 その他 	
02 物に関する事故 (車両運行及び航空機に関連するもの並びに麻薬類を除く。)	(01) 自衛隊施設等の事故	国有財産たる施設及び借用の施設の損傷その他中分類に掲げる物品等の保管、輸送、整備、取扱等に原因する事故をいう。	01 接受及び保管の不適切	防衛部長
	(02) 火器に関する事故		02 取扱操作の不適切	
	(03) 弾薬、火薬類の事故		03 整備の不適切	装備計画部長
(04) 化学火工品類の事故	04 盗 難	05 天災 (天候気象を含む。)		
(05) (01)～(04)以外の物品の事故 (ただし、故意又は重大な過失及び犯罪等により生じた事故のみ)	06 器材固有の機能不良	07 輸送の不適切	08 不発弾等の未処理及び処理不十分	
			09 原因不明	
			10 その他	
	(06) 火災事故	車両に関連する事故及び航空事故を除く。	01 ガソリン、油脂類等の取扱不適切	当該事故に最も関係がある部長
			02 弾薬、化学火工品類の取扱不適切	
			03 電気類によるもの	
			04 炉、かま、ボイラー等の取扱不適切	
			05 暖房器具によるもの	運用支援 ・訓練部長
			06 たばこによるもの	
			07 たき火によるもの (野火を含む。)	
			08 残火の不始末によるもの	
	(07) 演習場、訓練場及び射撃場における火災事故			

					09 放 火 10 類 焼 11 その他																															
03 自衛隊 車両運行 事故	自衛隊車 両（自転 車及びリ ヤカーを 除く。以 下本表に おいて同 じ。）の操 縦中に生 じた事故 （運行間 における 駐・停車 時の事故 を含む。）	車両相互 事故（相 手が自転 車乗りの 場合の事 故を含 む。）	(11) 追越時正面 衝突	自衛隊車両が追越中に、相対する 方向に進行中の車両（以下「対向車」 という。）、又は追越中の対向車と自 衛隊車両が正面衝突（相対する方向 に進行中の車両が向きあったまま突 き当たったことをいう。以下同じ。） した状態をいう。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>区 分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>信号無視</td> <td>4・Ⅱ、5・Ⅰ ～Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>通行禁止・ 制限違反</td> <td>6・Ⅰ、7・Ⅰ ～Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>通行区分 違反</td> <td>17・Ⅰ～ⅢⅤ、 20-Ⅱ-Ⅳ、 21・Ⅰ～Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>後退不相当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>横断（転回） 不相当</td> <td>25の2</td> </tr> <tr> <td>06</td> <td>車間距離不 相当</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>07</td> <td>追越不相当</td> <td>28、29、30</td> </tr> <tr> <td>08</td> <td>割込み違反</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>09</td> <td>踏切通行 違反</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>	番号	区 分	備 考	01	信号無視	4・Ⅱ、5・Ⅰ ～Ⅱ	02	通行禁止・ 制限違反	6・Ⅰ、7・Ⅰ ～Ⅲ	03	通行区分 違反	17・Ⅰ～ⅢⅤ、 20-Ⅱ-Ⅳ、 21・Ⅰ～Ⅲ	04	後退不相当		05	横断（転回） 不相当	25の2	06	車間距離不 相当	26	07	追越不相当	28、29、30	08	割込み違反	32	09	踏切通行 違反	33	装備計画 部長
			番号	区 分		備 考																														
			01	信号無視		4・Ⅱ、5・Ⅰ ～Ⅱ																														
			02	通行禁止・ 制限違反		6・Ⅰ、7・Ⅰ ～Ⅲ																														
			03	通行区分 違反		17・Ⅰ～ⅢⅤ、 20-Ⅱ-Ⅳ、 21・Ⅰ～Ⅲ																														
			04	後退不相当																																
			05	横断（転回） 不相当		25の2																														
			06	車間距離不 相当		26																														
07	追越不相当	28、29、30																																		
08	割込み違反	32																																		
09	踏切通行 違反	33																																		
(12) その他正面 衝突	「追越時正面衝突」以外の正面衝 突をいう。																																			
(13) 追 突	前車の後部と後車の前部が突き当 たった状態をいう。（前車の後退によ り生じたものを含み、「駐車車両衝 突」に分類されるものを除く。）																																			
(14) 出会いがし ら衝突	自衛隊車両と相交わる方向に進行 中の他車（自衛隊の車両を含む。以 下同じ。）が双方から行きあはずみ に突き当たった状態をいう。																																			
(15) 右折時側面 衝突	自衛隊車両又は他車が右折又は左 折（転回又は横断時の右折及び左折 を含む。）の際に、自衛隊車両と他の 車が側面衝突した状態をいう。「側面 衝突」とは、車両の側面に直角又は																																			
(16) 左折時側面 衝突																																				

		それに近い角度で突き当たった状態をいう。追越時接触、すれ違い時接触を含まない。
	(17) 追越時接触	自衛隊車両が追越中に前車又は対向車の側面に接触した状態、自衛隊車両が追い越されるときにその側面を後車に接触された状態及び追越中の対向車にその側面を接触された状態をいう（並進状態に入る前に後車が前車の後部に衝突したものは「追突」とする。）。
	(18) すれ違い時接触	自衛隊車両と対面進行中の他車の側面が接触した状態をいう。
	(19) その他	車両相互の事故のうち、他のいずれの分類にも該当しないものをいう。
人対車両事故	(21) 対面進行中	自衛隊車両と人が対面して通行していた状態をいう。
	(22) 背面進行中	自衛隊車両が歩行者の後方から進行していた状態をいう。
	(23) 交差点横断歩道横断中	「交差点横断歩道」とは、交差点の直近にもうけられた横断歩道をいう。交差点横断歩道に赤信号に従わずとびだした歩行者を避けきれずに死傷させた場合は、「路上へのとびだし」とする。
	(24) 交差点横断歩道外横断中	「単路横断歩道」とは、「交差点横断歩道」以外の横断歩道をいう。

10	左折不適當	7～I・II、34・1
11	右折不適當	7～I・II、34II～IV
12	優先通行違反	34・V、35、37、40、41の2等
13	歩行者保護違反	31、38、71・II～IV
14	徐行不適當	42
15	一時停止違反	43
16	駐車・停車不適當	44、45、47、48
17	燈火違反	52
18	合図不履行	53
19	乗車不適當	55・I～II、57・I～II
20	積載不適當	
21	車両整備不良	62
22	酒酔い（酒気帯び）	65

	(25) 単路横断歩道横断	
	(26) 単路横断歩道外横断中	
	(27) 路上遊戯・作業中	遊戯又は作業中の者が道路へ急にとびだして、進行中の自衛隊車両の側面にぶつかったものを含む。
	(28) 路上へのとびだし	自衛隊車両の制動距離の範囲内の道路へ急にとびだした状態をいい、とびだした理由は問わない。
	(29) その他	人対車両の事故のうち、他のいずれの分類にも該当しないものをいう。
車両単独事故	(31) 転倒	自衛隊車両が道路上においてひっくり返った状態をいう。
	(32) 路外逸脱	自衛隊車両が車道外にとびだすことをいい、歩道、安全島、路肩等への乗り上げを含む。
	(33) 転落	「路外逸脱」のうち、車道面から低い部分。例えば、河川、湖沼、海、たんぼ等にくろげ落ちた状態のものをいう。
	(34) 駐車車両衝突	操縦者が直ちに操縦することができない状態にある駐車車両に衝突し、又は衝突された場合をいう。この場合において、駐車が適法であると違法であるとを問わない。

23	過労等	66 (居眠り等)
24	制限速度違反	68
25	安全運転義務違反	70 (手放し、ジグザク、脇見運転、安全速度違反等)
26	その他	上記のいずれにも該当しないもの
27	不明	違反及び過失が不明な場合
28	違反過失なし	違反及び過失がない場合

注：1 番号02 (通行禁止・制限違反) は、番号10及び11 (左折、右折不適當) を除く。
2 番号17 (燈火違反) には、燈火の故障によるものを除く。燈火の故障は番号21 (車両整備不良) に含める。
3 備考欄中の数字は道路交通法の関係条項を示し、例えば4・IIは第4条第2項を、7・I～IIIは第7条の第1項から第

	(35) 防護柵衝突	
	(36) 分離帯衝突	
	(37) 安全地帯衝突	
	(38) その他の路上工作物衝突	
	(39) その他	車両単独事故欄中、他のいずれの分類にも該当しないものをいう。
踏切事故 (踏切において鉄道車両が関係した事故に限る。)	(41) シャ断機突破	シャ断機が降り又は降りようとしているときに、それを無視して踏切に突入した状態をいう。
	(42) 警報機無視	警報機が鳴っているのに、それを無視して踏切に進入した状態をいう。
	(43) 直前進行	シャ断機、警報機のない場合および故障等により作動しない場合において、鉄道車両の進行の直前に踏切内へ進入した状態をいう。
	(44) 停止位置不适当	自衛隊車両の停止した位置が鉄道車両の進行に支障を及ぼした状態をいう。
	(45) エンスト	踏切上において自衛隊車両のエンジンの作動が停止した状態をいう。
	(46) 落 輪	自衛隊車両の車輪の一部又は全部が踏切敷外に逸脱した状態をいう。
	(47) 進行不能	他車その他の影響により踏切上で踏切通過ができなくなっていた状態をいう。

3項までを、また17・Ⅰ～Ⅲ・Ⅴは第17条第1項から第3項まで及び第5項を意味する。

		(48) 警手の過失	踏切警手が交通上の危険を防止するために必要なしゃ断機の操作を誤り又は怠ったことをいう。		
		(49) その他	踏切事故欄中、他のいずれの分類にも該当しないものをいう。		
04 私有車両運行事故	(01) 飲酒運転（酒気帯び運転） (02) 飲酒運転（酒気帯び運転） 幫助 (03) 無免許運転 (04) 制限速度違反 (05) 物損事故 (06) 当て逃げ (07) ひき逃げ (08) その他の私有車事故	懲戒処分に相当する程度の事故	「01 服務規律事故」の欄に掲げるものと同じ	人事教育部長	
05 航空機関連事故（航空事故以外の火災事故を除く。）	(01) 航空事故	航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第35号）による航空事故	01 操縦 02 整備 03 監督指導 04 飛行支援 05 器材 06 特異気象 07 飛行場施設 08 その他	装備計画部長	
	(02) 航空機の損壊（事故による。） (03) 航空機による人員の死亡又は負傷	航空事故に該当しないもの	01 不注意 02 作業法の誤り 03 施設の不備 04 監督指導 05 その他		

06 船舶事故	船舶事故	艦船事故調査及び報告等に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第3号）に規定された船舶事故（水陸両用車両については水上航行中に限る。）	01 操 船 02 整 備 03 監督指導 04 器 材 05 不可抗力 06 気象海象 07 その他	
07 UAV関連事故（航空事故以外の火災事故を除く。）	UAV事故	UAV事故調査及び報告等に関する達（陸上自衛隊達第99-10号（25.5.28））によるUAV事故	01 操 作 02 整 備 03 監督指導 04 飛行支援 05 器 材 06 特異気象 07 その他	運用支援 ・訓練部長又は当該事故に最も関係がある部長
08 教育訓練関係事故（他の大分類事故のいずれにも該当しないもの）	(01) 一般訓練 (02) 射撃訓練	所定の教育訓練計画に基づき実施中のもので、他の分類に入らないものをいう。 (06) 銃剣格闘、柔道、剣道、銃剣術実施中の事故をいう。 (09) 空挺隊員が降下の目的で降下した場合の当該隊員の死傷（降下に起因する疾病を含む。）の発生をいう。	01 諸規定、教範等の不備 02 装備品等の欠陥 03 指揮官等監督責任者の計画、教育、実行監督の不十分 04 隊員相互の連携欠除 05 本人の不注意 06 その他	人事教育部長（基本教育時）、運用支援・訓練部長（練成訓練時）又は当該事故に最も関係がある部長
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="394 1174 450 1370">体育訓練</td> <td data-bbox="450 1174 925 1370">(03) 一般体育事故 (04) スキー事故 (05) 水泳事故 (06) 銃剣術等事故 (07) ラグビー事故</td> </tr> </table>			
体育訓練	(03) 一般体育事故 (04) スキー事故 (05) 水泳事故 (06) 銃剣術等事故 (07) ラグビー事故			

	(08) レンジャー事故 (09) 空挺事故 (10) その他			
09 作業関係事故	(01) 救援救助作業事故 (02) 整備作業事故 (03) 運搬作業事故 (04) 駐屯地管理作業事故 (05) その他の作業事故 (06) 試験又は実験中の事故	作業中の事故であって、分類した事故のいずれにも該当しない事故 (04) 駐屯地管理作業とは、調理作業、電気作業、ボイラー作業、木工作业、洗濯作業、補修作業等、駐屯地における管理のための諸作業をいう。		当該事故に最も関係がある部長
10 その他の事故	(01) 警備事故	施設、物件の警備上発生した事故	01 警戒心のし緩 02 判断の不適切 03 警戒要領の処置不適切 04 警備諸規定の不備 05 施設上の不備 06 その他	運用支援・訓練部長
	(02) 部外輸送、役務調達事故	陸上自衛隊鉄道輸送規則（陸上自衛隊達第98-6号（13.3.23））に掲げる事故及び陸上自衛隊貨物船舶輸送規則（陸上自衛隊達第98-1号（35.1.26））並びに輸送役務調達実施規則（陸上自衛隊達第98-3号（39.1.8））に	輸送機関係 01 保管の不良 02 積付の不良 03 取扱の不良 04 誤扱 05 輸送器機の不備 06 輸送器機運転（操縦）上の事故	装備計画部長

	規定する役務調達実施中の損害の発生をいう。	自衛隊	07 こん包又は積付の不良 08 標識の不備又は不良 09 貨物自体の欠かん 10 輸送手段の選定不良 11 その他	
(03) 衛生関係事故	陸上自衛隊における感染症対策に関する達（陸上自衛隊第92-7号（11.9.13））第3条に掲げる訓令感染症及び陸自達感染症の発生をいう。		01 調理員等の患者（病原体保有者）に原因する食事の汚染 02 水系の汚染 03 ねずみ族こん虫等の媒介 04 納入食品の起因する汚染 05 隊内患者（病原体保有者）に起因する感染 06 営舎外における感染 07 国外での感染 08 その他	衛生部長
(04) 麻薬、覚せい剤の不法施用亡失等の事故	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）及び覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に定める施用者等による事故をいう。		01 過失 02 怠慢 03 保管の不適切 04 取扱いの不適切 05 その他	
(05) 事故死	他の事故の分類に含まれるものを除く。			人事教育部長
(06) その他の事故	以上の大分類、中分類のいずれにも該当しないか、複数の大分類又は中分類に該当し、当該事故の主管が不明確な事故			